

くらしの安心・安全情報をお届けします！

墨田区消費者ニュース

海産物の送り付け商法にご注意！
～断ったのに商品が届いたらどうするの？～



くわしい内容は4ページをご覧ください！

目次

P2 今号のニュース 令和3年度は、2015件の相談がありました。

P4 相談事例紹介 海産物の送り付け商法にご注意！

P7 利用した覚えのない請求（架空請求）が横行しています！

Vol.187

令和4年夏号

今号のニュース

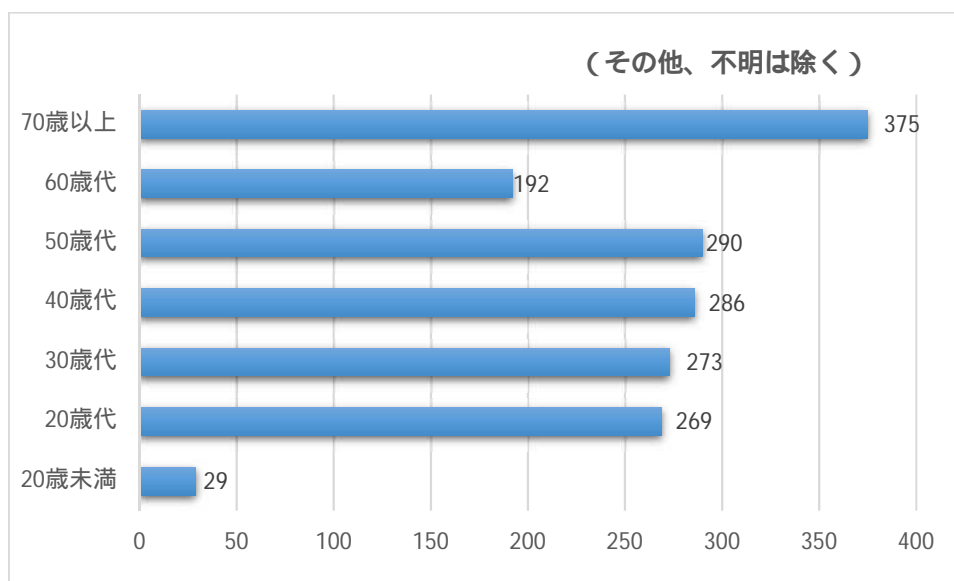
令和3年度 2015件のご相談がありました。

昨年度(2316件)に比べて301件、約13%減少しました。しかし1件あたりの解決までにかかるものや複雑な内容のものが増えています。

◆商品・役務別上位5

順位	商品分類	主な内容	相談件数
	土地・建物・設備	賃貸マンション、リフォーム工事、住宅購入に関するトラブルなど	398
	教養・娯楽サービス	旅行、教室・講座、アダルト情報に関するトラブルなど	175
	運輸・通信サービス	電話、インターネット情報サービスに関するトラブルなど	152
	他の役務	外食、葬儀・結婚式場に関するトラブルなど	150
	保健衛生品	医療品、化粧品、理美容器具に関するトラブルなど	148

年齢別件数では、70歳以上からの相談が最多でした。



60歳以上の相談件数が

全体の約3割を占めています。



相談内容として

* 携帯電話に届く架空請求

料金未納のお知らせが届く。不審メールが届く。

* リフォームの依頼をしたら

一度契約したら、次々とリフォームの契約をさせられた。

* 通信販売

サプリメントを解約したいが、手続きがうまくいかない。

そして、最近もっとも多い相談は

定期購入のトラブルです。

- 健康食品を解約したいのに、電話がつながらない。
- 一回のつもりで購入したら、定期購入だった。等々

高齢者をだます手口は年々多様化しています。

契約の際はあせらずに、困った時は一人悩まず
に相談しましょう。

海産物の送り付け商法にご注意!!

～断ったのに商品が届いたらどうするの?～

相談事例

今日、魚介類の販売業者から電話があり、「過去に注文したお客様に豪華な海鮮セットを15,000円で販売できる」と言われた。「要らない」と断ったのに、業者は「送ります」と言って電話を切った。業者の名前や電話番号は分からず、断ることができない。業者は当方の名前や住所、電話番号を知っているので、商品が届くかもしれない。もし商品が届いたらどうすればいいか。また、自分では断ったつもりだが、

業者から「買うと言っただろう」と言われたらどうすればいいか。

アドバイス

業者からの勧誘電話によって契約した場合、特定商取引法に定める「電話勧誘販売」に該当しますが、消費者が注文や申し込みをしていなければ契約は成立しません。一方的に商品を送り付けられても、商品の受け取りや代金支払いの義務はありませんので、代引きで商品が届いても、「自分は注文していない」と言って受取拒否しましょう。

電話勧誘販売業者は、消費者から注文や申し込みを受けた場合、販売業者名や連絡先等を記載した契約書面を交付する義務が

あります。消費者は、契約書面を受け取った日から起算して8日間はクーリング・オフすることができます。

なお、令和3年7月6日から特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにも関わらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分できるようになりました。

届いた商品が贈答品などの可能性もありますので、処分前に家族や心当たりがないか確認しましょう。

事例では、後日商品が代引きで届いたので、受取拒否で対応。発送伝票で販売業者の住所等を確認し、念のためクーリング・オフの書面を発送し解決しました。

【注意】利用した覚えのない請求（架空請求）が横行しています！

「利用した覚えのない架空請求を受けているが、どうしたらいいか」「訴訟最終告知という内容のハガキが届いたが、覚えがない」という相談が全国の消費生活センターへ寄せられています。

これらは何らかの名簿を入手した悪質業者が、その名簿に基づき、アットランダムに根拠のない請求ハガキや電子メール等を大量に送ったものと思われます。

なかには「自分が利用したかもしれない」と思い、記載してある電話番号に連絡してしまい、悪質事業者とのやり取りの中で支払うことになってしまったケースもあります。

こういった架空請求等に対しては、請求ハガキ等に記載してある電話番号等には絶対に連絡しないようにしましょう。

架空請求か判断がつかなかったり、不安を持ったりした場合は、相手に連絡せず、また料金を支払う前にすみだ消費者センターにご相談ください。

すみだ消費者センター相談室



相談日・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）
日曜日・祝日、年末年始はお休みです

相談時間・・・午前9時～午後4時30分

所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階



東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上駅」A3出口から徒歩3分

東武スカイツリーライン「東京スカイツリー駅」東口から徒歩7分

区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター前」で下車

令和4年6月発行

【編集・発行】すみだ消費者センター（墨田区産業観光部産業振興課）

〒131-0045 墨田区押上2-12-7 5608-1516